



市長の資産等補充報告書, 所得等報告書及び 関連会社等報告書の公開について

平成7年12月31日施行の「政治倫理の確立のための呉市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、次のとおり呉市長の資産等を公開します。

1 公開する文書

(1) 資産等補充報告書

任期開始の日（令和3年11月19日）以降、新たに有することとなった資産等で、令和5年12月31日において有するもの（条例第2条第2項）

(2) 所得等報告書

前年1年間を通じて市長であった者の前年分の所得等（条例第3条）

(3) 関連会社等報告書

令和6年4月1日において役員、顧問その他の職に就いている法人（条例第4条）

2 公開日時

令和6年7月1日（月）9時～

3 公開場所

呉市役所4階 秘書広報課

4 閲覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 閲覧手続

秘書広報課受付において、閲覧請求書に必要項目を記入し、提出